

近江八幡市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	利用期間	関係者
桐原橋	往路（東向き）：近江八幡市安養寺町8番地45地先	近江八幡市が行う旅客の運送（道路運送法第78条第2号）の用に供する自動車であって、「あかこんバス」と称するものに限る。	当該停留所を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。 停留所における停車または駐車は、当該運送に係る運行時間内に限ること。	令和7年6月1日から当面の間	近江八幡市長 滋賀県公安委員会 近畿運輸局長 近江鉄道株式会社
	復路（西向き）：近江八幡市安養寺町8番地46地先				